は改正箇所

現 改 TF. 目次 目次 第1章 総則(第1条-第5条) 第1章 総則(第1条-第3条) 第2章 生活介護施設(第4条-第9条) 第2章 生活介護施設(第6条-第11条) 第3章 障害者短期入所施設(第10条-第16条) 第3章 障害者短期入所施設(第12条-第18条) 第4章 市民相互の交流を図るための施設の使用(第17条-第23条) 第4章 市民相互の交流を図るための事業等(第19条-第25条) 第5章 雑則(第24条・第25条) 第5章 雑則(第26条・第27条) 附則 附則 (施設) (施設) 第3条 吹田市立障害者支援交流センター(第24条において「センター」とい│第3条 吹田市立障害者支援交流センター(以下「センター」という。)に次の施設 う。) に次の施設を置く。 を置く。 (1) \ (1)(2)(2)(指定管理者による管理) 第4条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規 定に基づき、法人であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に センターの管理に係る次に掲げる業務を行わせる。 (1) 第7条及び第13条に規定する事業の実施に関する業務 (2) 生活介護施設及び障害者短期入所施設の利用の許可に関する業務 (3) 利用料金の設定及び徴収に関する業務 (4) 第19条に規定する事業の実施に関する業務 (5) 第19条第1号に規定する施設の使用の許可に関する業務 (6) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

現 行	改 正 案
	(7) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し市長が必要と認める業務
	2 市長は、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した法人のうち、センター
	の設置目的を最も効果的に達成することができると認められる法人を指定管理者と
	して指定する。
	3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実
	地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
	4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管
	理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を
	定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
	(指定管理者候補者選定委員会)
	第5条 本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会(以下「選定
	<u>委員会」という。)を置く。</u>
	2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする法
	人の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。
	3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。
	4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱
	し、又は任命する。
	5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。
	6 委員は、再任されることができる。
	7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様
	<u>とする。</u>
	8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規
	則で定める。
(目的)	(目的)
<u>第4条</u>	<u>第6条</u>

	は改正箇所
現	改正案
(事業) 第5条 生活介護施設は、次の事業を行う。 (1) 入浴、排せつ及び食事等の介護 (2) 生活等に関する相談及び助言 (3) 創作的活動及び生産活動の機会の提供 (4) その他市長が必要と認める事業 (使用者の範囲) 第6条 生活介護施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法	(事業) 第7条 生活介護施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する 障害福祉サービス事業(法第28条第1項第6号に掲げる生活介護に係るものに限 る。)を行う。 (利用者の範囲) 第8条 生活介護施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 法第19条第1項の規定による介護給付費又は特例介護給付費(法第28条第
#第123号) 第19条第1項の規定による介護給付費又は特例介護給付費(同法第28条第1項第6号に掲げる生活介護に係るものに限る。)の支給決定を受けている身体障害者又は知的障害者 (2)略	- 1 項第 6 号に掲げる生活介護に係るものに限る。) の支給決定を受けている身体 障害者又は知的障害者 (2)略 (定員)
第7条	第9条

現	 改 正 案
当該食事の提供に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。	
	(利用料金)
	第10条 生活介護施設を利用しようとする者(第8条第2号に掲げる身体障害者又
	は知的障害者を除く。)は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
	2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。ただし、あらかじめ
	市長の承認を受けなければならない。
	(1) 法第29条第3項第1号又は第30条第3項第1号の規定により厚生労働大臣
	が定める基準により算定した費用の額(法第28条第1項第6号に掲げる生活介
	護に係るものに限る。) に相当する額
	(2) 食事の提供に要する費用として規則で定める額
	3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。
(<u>使用</u> の制限等)	(<u>利用</u> の制限等)
<u> </u>	<u>第11条</u> <u>指定管理者</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは、その <u>利用</u> を制限
は停止し、又は退去を命ずることができる。	し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。
(1) ————————————————————————————————————	(1)
(2) 災害その他緊急やむを得ない事由により、 <u>市長</u> が特に必要があると認めると	(2) 災害その他緊急やむを得ない事由により、 <u>指定管理者</u> が特に必要があると認め
き。	るとき。
(3) その他 <u>市長</u> が不適当と認めるとき。	(3) その他 <u>指定管理者</u> が不適当と認めるとき。
(17.46)	
(目的) 第10条	(目的) 第12条
<u>第10条</u>	<u>第12条</u>
第11条 障害者短期入所施設は、 <u>次の事業</u> を行う。 (1) 介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一	第13条 障害者短期入所施設は、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業 (注第28条第1項第7号に提ばる短期入所に係るするに関る。) を行る
(1) 介護を行り有の疾病での他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった身体障害者又は知的障害者を短期間入所させて保護する事業	<u>(法第28条第1項第7号に掲げる短期入所に係るものに限る。)</u> を行う。
(2) 日中において一時的に見守り等が必要となった知的障害者を支援する事業	
(A) 日刊ではない (MYFITICがリッサが必要となったAPP) 学行社を又抜りの事業	
,	

改 現 行 正

(3) その他市長が必要と認める事業

(使用者の範囲)

- 該当する者及びその介護を行う者とする。
- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項 の規定による介護給付費又は特例介護給付費(同法第28条第1項第7号に掲げ る短期入所に係るものに限る。)の支給決定を受けている身体障害者又は知的障 害者
- (2) 18歳以上の知的障害者(前条第2号の事業を利用する者に限る。)
- (3) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定による行政措置を受けている身体障害 者又は知的障害者福祉法第15条の4の規定による行政措置を受けている知的障 害者

(定員)

第13条

(使用期間)

第14条 第11条第1号の事業を利用するため障害者短期入所施設を引き続き使用 | 第16条 第13条の事業を利用するため障害者短期入所施設を引き続き利用するこ することができる期間は、7日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認め るときは、この限りでない。

(使用料等)

- 第15条 第12条第1号に掲げる身体障害者又は知的障害者が障害者短期入所施設 を使用する場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第29条第3項第1号又は第30条第3項第1号の規定により厚生労働大臣が定め る基準により算定した費用の額(同法第28条第1項第7号に掲げる短期入所に係 るものに限る。)に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。
- 2 第12条第2号に掲げる知的障害者が障害者短期入所施設を使用する場合は、当 該知的障害者の障害の程度、事業の所要時間等を考慮して前項に規定する使用料の

(利用者の範囲)

- 第12条 障害者短期入所施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに │第14条 障害者短期入所施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに 該当する者及びその介護を行う者とする。
 - (1) 法第19条第1項の規定による介護給付費又は特例介護給付費(法第28条第 1項第7号に掲げる短期入所に係るものに限る。)の支給決定を受けている身体 障害者又は知的障害者
 - (2) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定による行政措置を受けている身体障害 者又は知的障害者福祉法第15条の4の規定による行政措置を受けている知的障 害者

(定員)

第15条

(利用期間)

とができる期間は、7日以内とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認め るときは、この限りでない。

現	改正案
額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。	
3 第12条第3号に掲げる身体障害者又は知的障害者が障害者短期入所施設を使用	
する場合は、身体障害者福祉法第38条第1項又は知的障害者福祉法第27条の規	
定による行政措置に要する費用を負担しなければならない。	
4 前3項に定めるもののほか、食事の提供を受ける身体障害者又は知的障害者は、	
当該食事の提供に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。	
	(利用料金)
	第17条 障害者短期入所施設を利用しようとする者(第14条第2号に掲げる身体
	障害者又は知的障害者を除く。)は、指定管理者に利用料金を支払わなければなら
	<u>ない。</u>
	2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。ただし、あらかじめ
	市長の承認を受けなければならない。
	(1) 法第29条第3項第1号又は第30条第3項第1号の規定により厚生労働大臣
	が定める基準により算定した費用の額(法第28条第1項第7号に掲げる短期入
	<u>所に係るものに限る。)に相当する額</u>
	(2) 食事の提供に要する費用として規則で定める額
	3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。
(準用)	(準用)
第16条 第9条の規定は、障害者短期入所施設について準用する。	第18条 第11条の規定は、障害者短期入所施設について準用する。
第4章 市民相互の交流を図るための <u>施設の使用</u>	第4章 市民相互の交流を図るための <u>事業等</u>
(施設の使用)	
第17条 市長は、市民相互の交流を図ることを目的として、第6条及び第12条の	
規定にかかわらず、次条に掲げる者に規則で定める施設を使用させることができ	
<u>る。</u>	
	_(事業)
	第19条 センターは、第7条及び第13条に規定する事業のほか、次に掲げる事業

を行う。 (使用者の範囲) 第18条 前条に規定する施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。 (1)する。 (1)(使用の許可) 第19条 第17条に規定する施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可 | 第21条 第19条第1号に規定する施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定 を受けなければならない。 (許可の制限) 第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことが|第22条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない できる。 (1) (2) その他市長が不適当と認めるとき。 (許可の取消し等)

(1) 市民相互の交流を図ることを目的として、規則で定める施設を次条に掲げる者 の使用に供する事業

正

(2) その他市長が必要と認める事業

(使用者の範囲)

第20条 前条第1号に規定する施設を使用することができる者は、次に掲げる者と

改

(使用の許可)

管理者の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

- ことができる。
- (2) その他指定管理者が不適当と認めるとき。

(許可の取消し等)

- 第23条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り 消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができ る。
- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指定管理者の指示 に違反したとき。
- -----
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、指定管理者が特に必要があると認め

したとき。

(3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めると き。

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、

若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反

現行	
(使用料) 第22条 第17条に規定する施設の使用料は、無料とする。 (特別の設備の設置等) 第23条 使用の許可を受けた者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ <u>市長</u> の許可を受けなければならない。	るとき。 (使用料) <u>第24条 第19条第1号</u> に規定する施設の使用料は、無料とする。 (特別の設備の設置等) <u>第25条</u> 使用の許可を受けた者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の 器具を使用しようとするときは、あらかじめ <u>指定管理者</u> の許可を受けなければなら ない。
(免責) 第24条 この条例に基づく処分によってセンターを使用する者に生じた損害については、市長は一切その責めに任じない。 (委任) 第25条略	(免責) 第26条 この条例に基づく処分によってセンターを利用する者等に生じた損害については、指定管理者は一切その責めに任じない。 (委任) 第27条